

千曲市告示 第 1 1 9 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 1 0 月 2 7 日

千曲市長 小川 修一

1 都市計画の種類及び名称

千曲都市計画下水道

2 都市計画を定める土地の区域

森字油田、兎田、高月、下一丁田、土手岸、大穴、大浦、仏崎、一丁田、高道、北中河原、南中河原、虚空蔵、御堂平、南岡地、前山、岡地、青田、竈、屋代口、中村、稲玉、過上池、大宮、北中ノ宮、田窪、岡森、葭池、南中ノ宮、県山、西小路、東小路、北殿入、山県、寺山、入山、北清水堂、清水山、西清水堂、東清水堂、南小路、南殿入、白山、大峯、寺前、西上平、天神原、上平、洗淵、北金井、南上平、高石、南金井、窪山、東貫ノ木、北鬢櫛、沓ノ木、古屋、南鬢櫛の一部

倉科字横沢、中島、北正徳、南正徳、踊道、稲玉の一部
羽尾字打上、嘯、北来光寺、中新田、額坂、向新田、鼻毛石、向原、川久保、広畑、上清水、鈴之免、清水、隅明、原、沢辺、和合、土田、立石、郷嶺、北原、武ノ浦、郷嶺山、丑新田、新田道下、一ツ石、一ツ石道上、長尾根、北青木、青木、向青木、向藤ノ木、大久保、上藤ノ木、上領田、藤ノ木、毛虫田、北和合、堂浦、閑宅、仲津、大門脇、本田、日向、堂城山、山垣、山浦、日向吉野、領田、中三島平、南三島平、大門、向大門、向源徳、源徳、南幅田の一部

を事業地に加え、

森字本誓寺、横沢、南棄水の一部

羽尾字上中吉野、表吉野、部屋田、西三島平、上三島平、
大三島平、二反田、円光房、鑪口、幅田の一部
において事業地を変更する。

3 都市計画の図書の縦覧場所

千曲市 千曲市役所建設部上下水道課